

習志野市監査基準第8条に基づき、令和8年度の監査計画を次のとおり定める。

## 令和8年度監査計画

習志野市監査基準に基づき、下記のとおり監査を実施する。

### 記

#### 1 監査等の種類は次のとおりとする。

##### (1) 財務監査(地方自治法第199条第1項)

###### ① 定期監査(地方自治法第199条第4項)

前年度に通常の定期監査を実施した部局に対しては、それに代わり中間監査として、留意事項及び注意指導事項に関するその後の状況、取り組みについて、決算審査時に質疑を行うものとする。

###### ② 随時監査(地方自治法第199条第5項)

ア 有価証券保管状況監査

イ 工事監査

##### (2) 行政監査(地方自治法第199条第2項)

定期監査時、その他必要に応じて実施するものとする。

##### (3) 財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項)

###### ① 財政援助団体

法人格を有し、援助額が1千万円以上であり、運営費補助等を継続的に行っている団体を対象とする。

###### ② 出資団体

政令の規定により、市が基本金その他これに準ずるものの4分の1以上の出資を引き受けている法人

###### ③ 損失補償団体

###### ④ 公の施設の指定管理者

##### (4) 決算審査(地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項)

##### (5) 例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

##### (6) 健全化判断比率等審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項)

#### 2 監査等の対象及び実施時期

別紙「令和8年度監査等実施計画」のとおりとする。

#### 3 監査等の実施体制

担当者及び事務分担については別に定めるものとする。